

令和8年度

岩国市認定地域クラブ

補助金申請の手引き

～ 「岩国市認定地域クラブ」の活動を応援します！ ～



申請に当たって不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

（お問い合わせ先）

文化スポーツ振興部スポーツ推進課 地域クラブ活動推進室

電話：（0827）29-5103

Mail：sportssuishin@city.iwakuni.lg.jp

ホームページはこちら



目 次

- 1 補助の対象となる団体について 3
- 2 補助対象の経費について 3
- 3 補助金の申請について 4～5
 - I 交付申請について
 - II 実績報告について
 - III 補助金の支払いについて
 - IV 申請内容の変更について

【岩国市認定地域クラブとは】

令和8年度より、中学生が参加する文化、芸術、伝統文化、スポーツ、レクリエーション等の地域の団体（地域クラブ）のうち、中学校部活動に代わる市内中学生の新たな活動の場として適切な団体を「岩国市認定地域クラブ」として認定します。

詳しいに認定基準については、「令和8年度岩国市認定地域クラブ認定申請の手引き」をご覧ください。

1 補助の対象となる団体について

『岩国市認定地域クラブ』の認定を受けている団体のうち、次の要件をすべて満たす団体を補助の対象とします。

- (1) おおむね5名以上の中学生が在籍し、そのうち3分の2以上が市内の中学校に在籍する中学生又は市内に住所を有する中学生であること。
- (2) 中学生が活動できる日が月2日(回)以上あること。
- (3) 大会、コンクール等への参加その他の活動の成果を発表する機会を設けていること。
- (4) 受益者負担を求めていること。

2 補助対象の経費について

補助金は対象となる経費の合計の2分の1とし、交付上限額は1団体20万円です。

補助金の交付対象となる経費は、活動に直接要する経費とし、その内容は、次の表のとおりとします。

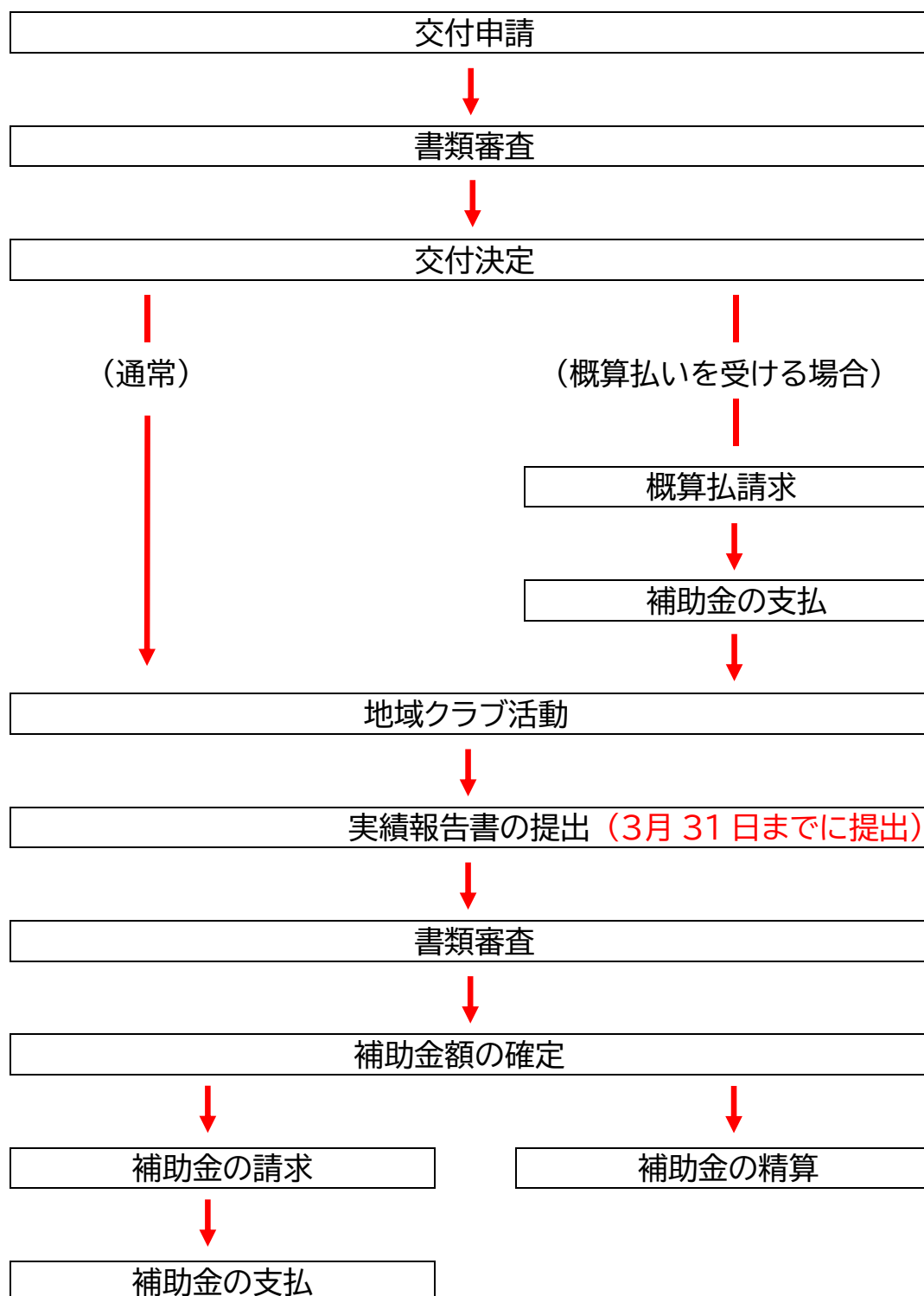
○交付対象となる経費

項目	経費の内容
需用費	・ 消耗品費（各種材料費、食材費、教材、資料代等を含みます） ・ 燃料費（移動のために要したガソリン代は、除きます） ・ 印刷製本費（写真現像及びプリント代を含みます）
役務費	・ 通信費 ・ 手数料（振込手数料など） ・ 保険料（スポーツ保険など）
使用料・賃借料	・ 会場借上料（市内施設の利用に係るものに限ります） ・ バス借上料（大会等への参加に係るものに限ります）
備品購入費	・ 団体の活動に必要不可欠な機材であって、<u>当該団体での管理運営が確実にできる備品</u>（当該団体の運営全般に使用するものは除きます）の購入に係る経費（ただし、他の経費の合計の3分の2以内の額とします。）
負担金	・ 研修等負担金（団体での指導に必要な研修等に係るもの） ・ 大会等参加費（団体に在籍する中学生が参加するものに限ります） ・ 登録料（団体が所属する上位団体への登録料に限ります）

★ご質問やご相談がありましたら、お気軽にご連絡ください。また、ホームページには、「岩国市認定地域クラブ」に関するQ&Aを掲載していますので、ぜひご覧ください。

3 補助金の申請について

本事業の申請受付から実績報告提出までのスケジュールは、次のとおりです。



※ 申請書類に基づいて審査し、決定します。（申請額が、予算の枠を超えた場合は、年度途中であっても募集を中止する場合があります。）

I 交付申請について

(1)提出書類（書類の様式は、市ホームページに掲載しています）

- ①岩国市中学校部活動地域展開支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- ②収支予算書（様式第2号）
- ③在籍する中学生名簿
- ④備品購入の場合は、見積書等（金額がわかるもの）

(2)提出先

スポーツ推進課地域クラブ活動推進室（メール・郵送可）



II 実績報告について

(1)提出書類（書類の様式は、市ホームページに掲載しています）

- ①岩国市中学校部活動地域展開支援事業費補助金実績報告書（様式第7号）
- ②活動報告書（様式第8号）
- ③収支決算書（様式第2号）
- ④補助対象経費の支出を証する領収書等の写し
- ⑤団体の活動の様子が分かる写真、チラシ等の書類

(2)提出期限

令和9年3月31日（水）

(3)提出先

スポーツ推進課地域クラブ活動推進室（メール・郵送可）

III 補助金の支払いについて

補助金の支払いについては、原則として実績報告書の審査が終わったあとに団体の口座に振り込みます。

しかし、活動資金が少なく、補助金の事前交付を受けないと活動実施が困難な場合などは、交付決定後に補助金を概算払いすることが可能です。（実績報告後に、精算します）

IV 申請内容の変更について

やむを得ず活動内容を変更しなければならない場合や活動内容を変更することによって一層の効果が得られる場合、補助金変更承認申請書の提出が必要になります。

変更内容が地域クラブ活動の目的から明らかに逸脱しているものや大幅な経費配分の変更に伴う補助金額の増額などは、交付決定後において認められません。

変更内容が軽微である場合は届けを提出していただく必要はありませんが、当初の内容から変更が生じる可能性がある場合は、事前にスポーツ推進課地域クラブ活動推進室へ御相談ください。